

越 監 公 表 第 1 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和4年(2022年)6月30日付け越監第69-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年1月31日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 菊 地 貴 光

越谷市監査委員 細 川 威

## 監査の結果に係る措置について

都市整備部

### 【指摘事項】

#### <収入事務>

#### (1) 調定事務において、行政財産使用料の計算に誤りのあるものがあつた。

行政財産の使用に係る使用料については、越谷市行政財産の使用料に関する条例により、使用区分ごとに使用料の額が規定されている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、算定にあたり使用区分の認定に誤りがあつたため過大に使用料を計算し、徴収していたものである。

(公園緑地課)

### 【措置等の内容】

本件については、行政財産使用料の算定が、越谷市行政財産の使用料に関する条例等の関係例規に基づく方法により算定されていなかったこと、また、その算定された金額の確認が不十分だったため誤りが生じたものです。

調定事務における過去の行政財産使用料及び都市公園使用料を調査した結果、当該以外の案件についても一部で使用料の算定方法に誤りがあつたためそれらの整理を行いました。また、返還にあたり、12月の補正予算で不足額の予算措置を行いました。

現在、相手方と過大に徴収した使用料の返還手続きを進めています。

今後は、関係例規を再確認するよう周知徹底を図り、再発防止に努めます。